

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、長野県知事から、長野県職員に関する措置請求に係る長野県監査委員の勧告に基づき講じた措置について、次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成22年11月11日

長野県監査委員 浦野 昭治  
同 東方 久男  
同 柿沼 美幸  
同 下村 恭

22河第211号

平成22年（2010年）10月29日

長野県監査委員 浦野 昭治 様  
長野県監査委員 東方 久男 様  
長野県監査委員 柿沼 美幸 様  
長野県監査委員 下村 恭 様

長野県知事 阿部 守一

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果に伴う勧告に  
基づき講じた措置について（通知）

平成22年8月23日付け22監査第38号で勧告のありました標記「長野県職員に関する措置請求」について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

### 記

町会に対する松本市巾上 384 番地 3 地先の占用許可に係る土地占用料について、町会長に対して、平成 18 年 7 月以降の土地の占用面積の是正を含めて算出した、平成 17 年度以降の占用料計 53,257 円を県へ支払うよう請求し、平成 22 年 10 月 21 日にその納入を確認した。

監査委員事務局